

特定健康診査のご案内

今年度(4月1日～翌年3月31日)、40歳以上75歳未満の被扶養者と任意継続被保険者の方へ、特定健康診査の『受診券』を発行しています。受診をされていない被扶養者の方は、事業所の担当者をとおしてお申込下さい。

※ 当健保組合が補助の対象としている健診・人間ドック等を受診または受診予定の方は検査項目が重複しているため、特定健診を受ける必要はありません。

◆ 特定健康診査とは？

今までの健康診断は、生活習慣病やがん等の早期発見・早期治療などを目的に行っていましたが、今後はメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)該当者・予備群を減少させ、生活習慣病予防を目的に実施することになりました。

メタボリックシンドローム該当者と予備群の方に特定保健指導(動機付け支援・積極的支援)を行うために、対象になるか判断するための健診が特定健康診査です。

この健診の特徴は、内臓脂肪蓄積のレベルを計るために腹囲(おへその周り)を測定することと、脂肪異常、高血圧、高血糖のリスクを判定する健診項目となっていることです。

◎ 特定健診項目

《基本的な健診項目》

- 質問票(服薬歴、喫煙歴など)
- 身体測定(身長、体重、BMI、腹囲)
- 理学的検査(身体診察)
- 血圧測定
- 検尿(尿糖、尿蛋白)
- 血液検査
 - ・ 脂質検査(中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール)
 - ・ 血糖検査(空腹時血糖またはHbA1c)
 - ・ 肝機能検査(GOT、GPT、 γ -GTP)

《詳細な健診の項目》

※一定の基準の下、医師が必要と認めた場合に実施

- 心電図
- 眼底検査
- 貧血検査(赤血球、血色素量、ヘマトクリット値)

◎ 対象外の方

- 長期入院者(6ヶ月以上の入院)
- 妊産婦(妊娠中・出産後一年未満)
- 海外居住者 等

☆ お願い

パート先等で事業主が実施する健診を受けている場合は、健診結果のコピーを当健康保険組合に提出下さるようご協力をお願いいたします。健診結果を健康保険組合に提出いただくと、特定健康診査を受診したことと見なすことができます。

メタボリックシンドロームが進行すると、さまざまな合併症や重篤な疾患の引き金となります。
決して放置せず、年1回の健診で予防・改善に努めましょう。